

秩父市農業委員会 令和元年 第9回 定例総会 議事録

1 会 期 令和元年9月24日(火) 午後2時00分から  
同 日 午後3時12分まで

2 議 場 秩父市歴史文化伝承館 5階 第1会議室 [秩父市熊木町]

3 出席した委員(11人)

会 長	12番	条 東 男
会長職務代理者	3番	高 橋 信 之
委 員	1番	新 井 初 男
委 員	5番	富 田 和 雄
委 員	6番	石 橋 総一郎
委 員	7番	新 田 恭 一
委 員	8番	豊 田 恵 男
委 員	9番	加 藤 勝 市
委 員	10番	黒 澤 元 国
委 員	11番	豊 田 辰 夫
委 員	13番	彦久保 利 平

4 欠席した委員(2人)

会長職務代理者	2番	横 田 友
委 員	4番	高 野 忠 財

5 議事日程

日程第1	開 会 ・ 開 議
日程第2	議 事 日 程 の 報 告
日程第3	総 会 成 立 の 報 告
日程第4	議 事 録 署 名 委 員 の 指 名
日程第5	諸 報 告
日程第6	審 議 議 案 の 報 告
日程第7	議 案 審 議

議案第42号	競売買受適格証明願について	(1件)
議案第43号	農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて	(1件)
議案第44号	農地法第3条の規定による許可申請について	(2件)
議案第45号	農地法第4条の規定による許可申請について	(4件)
議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について	(10件)
議案第47号	農地利用配分計画の意見について	(2件)
議案第48号	農地利用配分計画の意見について	(1件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

6 出席した農地利用最適化推進委員 (11人)

第1区域	吉川 稔	浅見 健
第2区域	笠原 広久	小林 弘
第3区域	田口 俊夫	
第4区域	大島 正一	新井 一郎
第5区域	番場 誠二	
第5区域	高岸 義雄	引間 勲
第6区域	千島 初夫	

7 欠席した農地利用最適化推進委員 (3人)

第3区域	小久保 健司
第5区域	齋藤 武志
第6区域	長谷川 満

8 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤 隆夫	主席主幹	小嶋 祥弘
参 与	高野 明生	主 事	岩田 直樹
主席主幹	新井 幸男	主 幹	新地 広幸
主事補	南 唯		

9 会議の概要

日程第1 開 会 ・ 開 議

**議長（会長）** ただいまから、秩父市農業委員会 令和元年第9回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

## 日程第2 議事日程の報告

**議長（会長）** まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

## 日程第3 総会成立の報告

**議長（会長）** 本日、2番 横田友委員、4番 高野忠財委員、第3区 小久保健司推進委員、第5区 齋藤武志推進委員、第6区 長谷川満推進委員、から欠席の通告がありました。よって、在任する委員定数の過半数を超えており、定足数に達しておりますので、秩父市農業委員会 会議規則 第6条の規定により、総会は成立しております。

## 日程第4 議事録署名委員の指名

**議長（会長）** 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

**議長（会長）** 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。5番 富田和雄委員 及び 6番 石橋総一郎委員のお二人にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小嶋主席主幹及び岩田主事を指名いたします。

## 日程第5 諸 報 告

**議長（会長）** 次に、諸報告を行います。総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に処理した案件とその結果につきましては、お手許に配布いたしましたので、ご了承願います。事務局長に説明をいたさせます。

**斎藤事務局長** 諸報告について説明いたします。

本日付け、報告文書をご覧ください。

番号1の農地改良等に係る届出の受理についてですが、申請地は大田 JA ガスセンターから南へ約300mの位置にあります。届出事由は、申請地は現在農事組合法人が利用権を設定し麦の栽培をしておりますが、石が多く含まれており表土を50センチほど客土する必要があるためでございます。届出内容を審査

しましたところ、改良する面積が1,000㎡未満であり、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しない事案に該当しますので、会長専決により受理いたしました。

諸報告は以上です。

## 日程第6 審議議案の報告

**議長（会長）** 次に、本日、審議していただく議案について、事務局長に報告をいたさせます。

**斎藤事務局長** 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の4ページをお開きください。

議案第44号、番号2を削除してください。

次に6ページをお開きください。

議案第45号 番号2及び番号3の担当委員を4番 高野忠財委員から13番 彦久保利平委員へ変更してください。

次に12ページをお開きください。

議案第47号 番号1及び番号2の担当委員を4番 高野忠財委員から8番 豊田恵男委員へ変更してください。

訂正は以上です。

それでは、令和元年 第9回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第42号 競売買受適格証明願についてが1件 議案第43号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてが1件、議案第44号農地法第3条の規定による許可申請についてが2件、議案第45号農地法第4条の規定による許可申請についてが4件、議案第46号農地法第5条の規定による許可申請についてが10件、議案第47号農用地利用配分計画の意見についてが2件、議案第48号農用地利用配分計画の意見についてが1件、以上でございます。よろしくご審議の程お願いします。

**議長（会長）** ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しておりますので、ご了承願います。

## 日程第7 議案審議

**議案第42号上程 競売買受適格証明願について (1件)**

**議長(会長)** 次に、議案第42号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**高野参与** 議案第42号、競売買受適格証明願について説明いたします。

この証明願は、関東信越国税局で実施する公売に参加するため、農地法第3条の規定による買受申出人として、適格者であることを証明するものです。

申請者、申請地、申請事由については議案書記載のとおりです。

案内図の1ページをご覧ください。

申請地は、久那 字 北替戸 畑 1筆 783平方メートルで、久那小学校の北東630メートル付近に位置した土地です。

申請者につきましては、久那地内に居住し、シイタケ栽培の専業農家として農業に従事しております。

現在の耕作面積は、合計9,228.79平方メートルと久那地区における別段面積20アールを上回っており、農作業歴も42年になるとのことです。

申請事由ですが、担当委員と面談を実施したところ、申請者は申請地を取り囲むように農地を所有しており、農業経営規模拡大のため入札に参加したいとのことでした。

また、申請地は申請者宅の道路向かいにあり、現在は放置された桑の木により一部山林化しておりますが、農地取得後の作付計画では、シイタケ栽培の櫓木置場として活用するとのことでした。

今後の事務手続きについてですが、本案件が可決された場合には、当委員会で適格者として証明し、入札が実施されます。

その後、申請者が落札された場合には、本日の審議をもって3条申請の許可相当となり、会長専決の後、総会において報告させていただきます。

以上です。

**議長(会長)** 説明が終わりました。続きまして担当委員及び担当農地利用適化推進委員の意見を伺います。

**11番(豊田委員)** 議案第42号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。先日、申請者本人に面会しましたが一生懸命椎茸栽培をしています。申請地は山林化しており椎茸の原木置場にしたいとのことと適していると思います、特別問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**1区(浅見推進委員)** 番号1について意見を申し上げます。事務局と11番委

員とで現地を確認しましたが、申請人の農地と地続きの畑であり、椎茸の原木置場に丁度よく問題はないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

**議長（衆会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（衆会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（衆会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第42号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（衆会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり可決することに決しました。

**議案第43号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて** (1件)

**議長（衆会長）** 次に、議案第43号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**小嶋主席主幹** 議案第43号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。

この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。

なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。

また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールに

まで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。

本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。

番号1について説明します。

土地の所在につきましては案内図の2ページをご覧ください。

申出地は、大野原字蓼沼(たでぬま)・1筆・265平方メートルで、原谷小学校の南東約500メートル付近にあります。

農地所有者は相続により土地を取得しましたが、今後は農作業はできないことから、将来的に遊休農地になってしまう恐れがあるため、意欲ある新規就農者への譲渡を希望し、申し出をされました。

議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいて周知いたします。その後同地にて新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けることとなります。

現地を確認したところ、農作物のキュウリ・ネギ等が栽培されておりました。説明は以上です。

**議長(衆会長)** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**3番(高橋委員)** 議案第43号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局の説明のとおりです。事務局と田口推進委員と3名で現地を確認しましたが周辺の農地も良く管理されており、こちらも引き続き農地として守っていただければ良いことだと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**3区(田口推進委員)** 番号1について意見を申し上げます。現地を確認してきましたが、回りの畑も整地されており農地として続けていければ良いことであり特に問題はないと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

**議長(衆会長)** ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長(衆会長)** 質疑又は意見はありますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

**議長(衆会長)** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第43号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長(衆会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申出のとおり、可決することに決しました。

**議案第44号上程 農地法第3条の規定による許可申請について (2件)**

**議長(衆会長)** 次に、議案第44号 農地法第3の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局に議案の説明をいたさせます。

**高野参与** 私からは、番号1について説明いたします。

譲受人、譲渡人、申請地等は、議案書記載のとおりです。

案内図の3ページ、写真の左上をご覧ください。

申請地は、和泉町 畑 1筆 318平方メートルで、秩父病院の北東220m付近に位置し、平成9年相続により取得した土地です。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大です。

譲受人は現在、大滝地内に居住しており、市内には農地を所有しておりませんが、寄居町に畑を所有し、主に自家用野菜の栽培を行っております。

現在の耕作面積は、合計1,927平方メートルと 影森区域における別断面積10アールを上回っており、農作業歴も10年になるとのこと。

担当委員と面談をいたしたところ、大滝地区では鳥獣の被害により果樹の収穫が難しいことから、同地に住居を新築し、併せて、果樹等の栽培を行いたいとのことから申請されました。

作付け計画では、柿やキウイフルーツ等を栽培するとのこと。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。以上です。

**新井主席主幹** 議長休憩をお願いします。

**議長(衆会長)** 暫時休憩いたします。

休憩：2：18～2：21

**議長(衆会長)** 休憩前に引続き会議を再開いたします。

**新井主席主幹** 番号3について説明します。

譲受人、譲渡人、申請地、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、下吉田 字 夏梅(なつめ) 畑 1筆 257㎡ 平成31年に売買で所得した土地になります。

案内図の4ページをご覧ください。申請地は吉田小学校から東に約360mに位置しています。

譲受人は、申請地を父の代から何十年も自己所有の農地として今まで耕作をし



てきましたが、このたびその土地が自己の物ではなく、実際の所有地が隣接の農地であることが判明しました。そのため、隣接農地所有者であり、親戚でもある譲渡人と相談し農地を譲っていただくことになり、今回の申請となりました。

なお、譲渡人は平成31年4月に申請地を取得しており、取得から3年は経過していませんが、譲受人の農地と交換する形で是正を図りたいと考えています。しかし、譲渡人の所有農地は下限面積に満たないことから次回以降に農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しを行った後に取得手続きを行う予定です。

譲受人は現在、秩父市下吉田地内に計1824㎡の農地を所有しており、今回取得する農地を併せると秩父市下吉田地内における下限面積要件20アールを上回ります。農作業歴は約10年に及び、軽トラックを所有しており、現在は自家用野菜の栽培をしています。申請にあたり、譲受人の所有する農地を調査したところ、保全管理の農地を含め管理された農地となっていました。

申請地は譲受人の自宅から約150m離れた場所にあり、隣接する農地は譲受人の農地のみとなっています。許可後の作付計画では、引き続き自家用野菜の栽培を行う予定です。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**7番（新田委員）** 議案第44号 番号1について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。現地確認の前に譲受人と面談し申請地の近隣に住居を建築し、果樹の栽培をしたいとのこと。ご審議よろしくをお願いします。

**1区（浅見推進委員）** 現地は夏場になると草で荒地となるため、耕作していただければ、良いと思います。よろしくをお願いします。

**13番（彦久保委員）** 番号3について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。前にも現地を確認しましたが、良く管理されております。止むを得ないと判断します。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

**5区（番場推進委員）** 現地確認もしましたが、譲受人は良く耕作しており、現耕作地に隣接していた方が管理するにも良いと思います。

**議長（条会長）** ありがとうございました。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。こ

れより採決をいたします。議案第44号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長(衆会長)** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可することに決しました。

**議案第45号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (4件)**

**議長(衆会長)** 次に、議案第45号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**小嶋主席主幹** それでは、番号1についてご説明いたします。

申請人、申請地、施設の概要等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、黒谷字大平(おおびら)・畑・1筆・89平方メートルで、平成9年に相続により取得した土地です。

案内図5ページをご覧ください。

申請地は、和銅黒谷駅の東北東約750メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

申請事由ですが、進入路用地です。

申請者の所有する住居が申請地の隣接地に建っており、申請者の父が平成7年頃から住居への進入路として利用を開始し、そのまま使用して現在に至りました。この度、農地転用の許可を受けていないことが判明し、今後も進入路として使用を継続したいため、始末書添付のうえ申請されたものです。

現地を確認しましたところ、申請地は住居への進入路として使用されておりました。

**新井主席主幹** 番号2と番号3は関連があるため一括して説明します。

それぞれ、申請者、申請地、申請事由等は、議案書記載のとおりです。

まず番号2につきましては、申請地は 下吉田 字 番戸(ばんど) 畑1筆1083平方メートルで、平成14年に贈与により取得した土地です。

案内図の6ページをご覧ください。

申請地は、吉田小学校から東に約900メートルにあり、立地の基準につきま

しては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由は太陽光発電施設用地になります。申請者は会社勤めであり、農作業を行うことが難しく、両親も高齢化してきたことから太陽光発電施設を設置することで土地の有効利用を図りたいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付で農用地から除外する旨の決定を受けております。

事業計画では、太陽光パネル264枚とその他の必要な機器等を設置することになっております。

それぞれ、資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ています。東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについても承諾を得ております。また、周辺は申請者の所有地であることから、周辺との問題も特に無いと思われれます。

続いて番号3について説明いたします。

申請地は、下吉田 字 番戸 (ばんど) 畑 1筆 2, 949㎡の内48㎡、平成14年に贈与により取得した土地です。

申請事由ですが、番号2でご説明した太陽光発電施設を設置するにあたり資材等の搬入のための進入路用地として使用するための一時転用案件であり、転用期間は許可日から6ヶ月間です。なお、申請地は、農用地区域内にある農地であり、転用につきましては農用地からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので秩父市が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものですので、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。

なお、工事完了後は、借受人が速やかに農地に復旧することになります。現況を確認しましたところ、柿が植栽されておりました。

**南主事補** 番号4について説明をいたします。

申請者、土地の所在等は議案書記載のとおりです。

申請地は荒川日野字芦ノ平 畑1筆 218㎡で、平成3年に相続により取得した土地です。

案内図の5ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州日野駅から南南東に約900m付近にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は駐車場用地です。

申請事由ですが、現在借地として使用している駐車場の地権者より返還要請があり、今後は自分の土地を利用していきたいとして申請されました。

なお、申請地は、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

資金調達計画も整っております。

また、隣接農地所有者の承諾書も添付されております。

現地を確認したところ、耕作地となっております。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

**3番（高橋委員）** 番号1の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりですが、平成7年頃から自宅への進入路として使用していたようです。申請書類も整っており、元にも戻せない状況であり止むを得ないと思います。よろしくご審議の程お願いします。

**13番（彦久保委員）** 番号2の案件について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。周りは山に囲まれた土地で会社勤めで管理できないという事であり、止むを得ないと考えます。

番号3については、番号2のための進入路用地としての一時転用であり、止むを得ないと考えます。皆さんの判断をお願いします。

**9番（加藤委員）** 番号4について意見を申し上げます。概要につきましては、先程、事務局が説明をしたとおりです。現在使用中の駐車場は地主へ返還することになり、ちょっと離れていますが、自分の土地に駐車場を設置するという事由ですので、止むを得ないと判断しました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第45号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手をする人あり)

**議長(衆会長)** 全員賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

**議案第46号上程 農地法第5条の規定による許可申請について (10件)**

**議長(衆会長)** 次に、議案第46号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

**高野参与** 私からは、番号1から番号3について説明いたします。

はじめに、番号1、番号2について、関連がございますので一括して説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図の、3ページをご覧ください。

申請地は、番号1が、和泉町 畑 2筆 411平方メートル、番号2が、同じく 畑 3筆 419平方メートルで、秩父病院の北東220メートル付近に位置し、昭和32年及び平成9年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅用地及び進入路です。

申請事由につきましては、番号1が、譲受人は現在、大滝地内に居住しておりますが、近隣に住む人が年々減って心細く感じていたとのことでした。

更に、獣による被害も度々発生することから、利便性の良い市街に近いところに住みたいと考えていたところ、希望に合った申請地を譲り受けることになりました。

また、隣接した土地に、甥も同時に自己用住宅用地として譲り受けることになり、高齢化していく中で、若い身内が隣にいてくれることを心強く感じて申請されたとのことでした。

番号2につきましては、譲受人は現在、市内のアパートにて生活しておりますが、子どもが生まれ、秩父に定住するため自己用住宅を建てたいと考えていたところ、叔父である番号1の譲受人が、建築を予定している隣接地を譲っていただけることとなり、叔父の様子を間近で見ていることができることもあり申請に至ったとのことでした。

両案件とも、設計図、資金計画等も整っておりますので、問題は無いと思われま

また、隣接農地の承諾書も添付されておりますので、周辺農地への影響は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

次に、番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

案内図の3ページ、写真右上をご覧ください。

申請地は、和泉町 畑 1筆 80平方メートル、番号2の進入路に並行した土地で、平成9年相続により取得した土地です。

立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、本日の議案第44号、番号1で決定をいただきました、申請地への進入路用地です。

申請事由ですが、目的の農地は西側が市道に面しておりますが、道路面と高低差があり、安全に進入するために、番号2の住宅進入路と合わせて舗装し、一体で道路として使用したいとして申請されました。

事業計画、資金計画等も整い、隣接する農地もありませんので、問題は無いと考えられます。

現地を確認しましたところ、不耕作地でした。

**小嶋主席主幹** つづきまして、番号4について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等については、議案書記載のとおりです。

申請地は、栃谷字桑原沢（くわはらさわ）・畑・1筆・545平方メートルの内22㎡で、昭和45年に相続により取得した土地です。

案内図8ページをご覧ください。

申請地は、高篠小学校の東約800メートル付近にあり、立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

申請事由ですが排水管理設工事です。

本申請は、令和元年第7回総会議案第32号にてご審議いただき、同年8月28日付で許可となった、栃谷字桑原沢に多機能型障害児通所事業施設を建設運営する案件と関連しています。

譲受人は申請地の西に同施設を建設運営するにあたり、施設の排水を行うため、最短の水路まで排水管を埋設する必要がある、やむを得ず譲受人の申請地である畑を横断して敷設の工事を行うものです。一時転用の案件であり、転用期間は令

和2年1月から令和2年3月末日の3ヶ月間です。

計画では、申請地の内、幅約0.8メートル、長さ約28メートルを部分転用する予定であり、排水管理設工事部分の面積は約22㎡となります。なお、工事完了後は、借受人が速やかに農地に復旧し、貸渡人に返すこととなります。

また、申請地に隣接する農地を所有する者から一時転用することに対する承諾を得ておりますので、当該施設を設置することで問題が発生することはないものと思われま

す。申請地を確認しましたところ、休耕地となっておりましたが、草刈り等の保全管理がされておりました。

**斎藤事務局長** 番号5について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字新屋 畑 2筆 1, 061平方メートルで、昭和59年に相続により取得した土地です。

案内図の9ページをご覧ください。申請地は、尾田蒔公民館の北北西約200メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。また、秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用区域とされた農用地でしたが、令和元年7月31日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

譲受人は、平成27年に成立した法人で、建築工事及び土木工事業を目的の一つとしており、主に住宅リフォームを手掛けております。

申請事由ですが、本社近くに倉庫・駐車場を、また、寺尾地内にも倉庫を借受て資材等の管理をしておりますが、倉庫が分散していることや手狭になったことから、このたび申請地を新たに借り受けて、1ヶ所にまとめて作業効率を図りたいとして転用するものです。

事業計画では、プレハブ倉庫3棟と資材輸送用コンテナ3台、会社所有車7台、社員用3台、その他出入業者用2台の合計12台分の駐車場を設置することになっております。

資金調達計画も整っております。隣接農地は無く周辺農地への影響は特になくと思われま

す。現地を確認したところ、養蚕ハウス2棟が建っており始末書も添付されております。その他は草が繁茂し不耕作地でした。

次に、番号6について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容

等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、寺尾字薬師堂 畑 1 筆 4 8 7 平方メートルで、平成 3 1 年に相続により取得した土地です。

案内図の 1 0 ページをご覧ください。申請地は、JA 寺尾直売所の北 1 7 0 メートル付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

申請事由ですが、譲受人は市内賃貸住宅に居住しておりますが、何かと手狭になったため、将来両親の介護のことも考え、実家の隣の母親所有地へ自己用住宅を建築したいとして転用申請されました。

資金調達計画も整っており、隣接農地は無く、周辺の営農への影響は特にないと思われまます。

現地を確認したところ、数種の露地野菜が栽培されておりました。

**新井主席主幹** 番号 7 ～ 9 について説明をいたします。

借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。

いずれの申請地も、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第 2 種農地と判断いたしました。

借受人は、平成 8 年に成立した法人で、再生可能エネルギー発電システムの設計、施工、販売並びに発電の売買事業に関する業務を目的の一つとしております。

申請事由ですが、いずれも目的は申請地を借り受けて、太陽光発電施設用地として転用するものです。

貸渡人については、今後においても耕作する予定はなく、申請地を管理していくことも難しくなっていることから、申請地を有効活用すべく検討した結果、太陽光発電施設を設置したいとして申請されました。

なお、いずれの申請地も秩父市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた農用地でしたが、令和元年 7 月 3 1 日付けで、農用地から除外する旨の決定を受けております。

なお、案内図は 1 1 ページをご覧ください。いずれも龍勢会館前交差点から北東約 7 0 0 m 周辺に点在しています。

個別にご説明します。

まず番号 7 の申請地は、吉田久長 字 宮外戸 畑 1 筆 9 5 0 m<sup>2</sup>。平成 3 0 年に相続で取得した土地です。

番号 8 の申請地は、吉田久長 字 反町 畑 1 筆 8 9 7 m<sup>2</sup>。平成 2 6 年に相



続で取得した土地です。

番号9の申請地は、吉田久長 字 田中 田1筆 958㎡。平成14年に相続で取得した土地です。

いずれの申請地も、事業計画では、太陽光パネル272枚から288枚を設置し、その他の必要な機器等を設置することになっております。

資金調達計画も整っており、経済産業省から発電設備について認定を得ており、東京電力株式会社から電力需給契約申し込みについて承諾を得ております。

それぞれ申請地の隣接農地所有者の承諾書が添付されておりますが、一部承諾印がもらえていません。承諾いただけなかった地権者の方に確認したところ、承諾しない理由は太陽光発電に対して積極的に賛成できないからというものです。しかし、太陽光発電施設ができることに対してはやむを得ないと考えているので、反対はしないということでした。

現況を確認しましたところ、いずれも不耕作地となっております。

**南主事補** 番号10について説明をいたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、荒川日野字和田 畑1筆 519㎡のうち103㎡で、昭和59年に相続で取得した土地です。

案内図の12ページをご覧ください。申請地は、秩父鉄道武州日野駅から、南南西に600m付近にあります。

立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は排水管理設工事です。

なお、本申請は、令和元年第8回総会議案第37号にてご審議いただき、同年9月18日付で許可となった荒川日野字和田に自己用住宅を建築する案件と関連しています。

申請事由ですが、建築予定住宅の排水経路が申請地を利用することとなったため、排水管の埋設工事のための一時転用として申請されました。

転用期間は、11月から2月までの4カ月間です。

排水管は地中に埋設し、一時転用後は再び農地として使用することになっていきます。

資金調達計画も整っており、申請地の隣接農地所有者は譲渡人のみとなっております。

現地を確認したところ、耕作地でした。

**議長（糸会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。なお、番号4については事務局のみの説明になります。

**7番（新田委員）** 議案第46号 番号1から番号3について関連がありますので一括して意見を申し上げます。番号1は先ほど3条申請があった方ですが、大滝から移転したいとして申請がありました。番号2は番号1の申請者の弟の子が隣接して住宅を建築し、将来叔父の面倒も見たいとして申請しました。現地は住宅地として適している場所でした。番号3は3条申請の畑と、この住宅への進入路です。止むを得ないと思われれます。よろしくご審議のほどお願いします。

**8番（豊田委員）** 番号5について意見を申し上げます。中村町及び寺尾地内の現倉庫を確認しました。また、申請地も確認しましたが譲渡人も体調を崩しており農業も出来ないようです。諸事情を考慮した結果、致し方ないものと考えます。

次に番号6ですが、両親の家の隣で将来の介護を考えた場合良いことだと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**1番（新井委員）** 番号7から番号9について申し上げます。内容については事務局が説明したとおりですので、私からは申請地の状況について申し上げます。いずれもあまり管理されておらず、草刈りもされていない状況ですので、止むを得ないと思います。よろしくお願いします。

**6番（石橋委員）** 番号10について意見を申し上げます。先月申請のあった自己用住宅の排水管の埋設で、申請人の親の土地であり問題ないと思います。よろしくお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第46号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手をする人あり）

**議長（糸会長）** 全員が賛成であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第 4 7 号上程 農用地利用配分計画の意見について (1 件)

**議長(衆会長)** 次に、議案第 4 7 号 農用地利用配分計画の意見について を議題といたします。 なお、この案件につきましては、秩父市農業委員会規則第 1 0 条に規定する議事参与の制限に該当いたしますので、5 番富田和雄委員、6 番石橋総一郎委員、第 4 区新井一郎推進委員におかれましては、議場から退出願います。

(各委員が退出する。)

事務局に議案の説明をいたさせます。

**岩田主事** 議案第 4 7 号 番号 1 及び番号 2 農用地利用配分計画について説明をいたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和元年 9 月 1 0 日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、番号 1 につきましては、貸付地⑭が、令和元年第 8 回総会、議案第 3 8 号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したもの、その他の 1 3 筆においては、既に埼玉県農林公社から別の担い手に配分されていた土地になります。

番号 2 につきましては、番号 1 の貸付地⑭と同一の筆であり、同じく令和元年第 8 回総会、議案第 3 8 号におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したのになります。

案内図の別紙をご覧ください。

申請地は、大田小学校から北側に 7 0 0 から 8 0 0 m 離れた場所にあり、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人 埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申出がありました担い手に配分する計画です。

番号 1 につきましては、全 1 4 筆に対して借受人は同一人物になりますが、貸付地⑭については埼玉県農林公社から新規に貸付を、その他の 1 3 筆につきましては、令和元年 8 月 1 4 日付けで、公社と元の担い手である、今回の借受人の父親との間に合意解約がなされた土地になります。したがって、本申請は、実質的には同公社が中間管理権を維持したまま、借受人のみを父から息子に移行させるような内容になります。

賃借期間については、何度かにわたって中間管理権を設定した土地をまとめて貸し付ける都合上、筆によりばらつきがありますが、令和元年12月1日より8年11ヶ月から10年の間。賃料は1年10a当たり700円、あるいは2000円となります。

申請地では、従前より、そばが栽培されており、今後、新しく権利を取得する貸付地⑭も含めてそばを栽培する予定です。

番号2につきましては、賃借期間は令和元年12月1日より10年間で、賃料は1年、10アール当たり1,300円です。

担い手は平成28年に設立された法人で、大田地区の中心的な農業経営体であり、地域内の農業者のほとんどが組合員となっています。この度の農地の配分にあたっては申請地を借り受け、小麦、大豆の栽培をおこなう計画となっております。

当申請地においては、1年のうち、7月から10月の4ヶ月間を番号1の担い手、残る11月から6月の8ヶ月間を番号2の担い手が借り受ける計画になっており、1年10アール当たり2000円を利用期間で割り、それぞれの賃料を700円、1300円と算出しています。

なお、番号1、2それぞれの計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

説明は以上です。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**8番（豊田委員）** 議案第47号について意見を申し上げます。先日事務局と確認してきました。綺麗に管理された農地でした。借受人も既に周辺を管理しております。良いことだと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**4区（大島推進委員）** 議案第47号について意見を申し上げます。現地は耕作に適しており良い土地です。借受人もしっかりしており問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（条会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（条会長）** 質疑又は意見はありますか。

（「無し」という人あり）

**議長（条会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第47号について農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長へ答申することにご異議ございませんか。

（無しという人あり）

**議長（条会長）** 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。（各委員が入室する。）

**議案第48号上程 農用地利用配分計画の意見について** （1件）

**議長（条会長）** 次に、議案第48号 農用地利用配分計画の意見についてを議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

**小嶋主席主幹** 議案第48号について説明をいたします。本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用配分計画を定めるにあたり、令和元年9月11日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の決定が求められているものです。

計画の内容を申し上げます。

このたびの配分計画に掲げられております農地は、令和元年第7回総会、議案第33号番号1におきまして農用地利用集積計画を決定し、埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得したものです。

案内図の13ページをご覧ください。

秩父市黒谷字視キ（ノゾキ）、畑、251平方メートルにつきまして、埼玉県が農地中間管理機構に指定しております、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受け、借受けを希望する者を募集した結果、申出がありました担い手に配分する計画です。

貸付期間は令和元年12月1日より9年11ヶ月で、賃料は1年、10アール当たり、5000円です。

担い手は黒谷地内で主にブドウを栽培しており、また観光農園も経営している認定農業者で、このたびの農地の配分にあたっては、ここを借り受け、野菜の栽培をおこなう計画になっております。

この計画につきましては、埼玉県秩父農林振興センター、秩父市、埼玉県農林公社と、応募しました先ほどの配分を受ける者との調整が整っており、適切であると判断しております。

**議長（条会長）** 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

**3番（高橋委員）** 議案第48号について意見を申し上げます。概要は事務局が説明したとおりです。借受人は主にブドウを栽培しておりますが、野菜を作付けしたいとのこと。よろしくご審議のほどお願いします。

**3区（田口推進委員）** 議案第48号について意見を申し上げます。現地は耕作に適しており良い土地です。借受人もしっかりしており農地として利用してもらえるので良かったと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

**議長（糸会長）** ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

**議長（糸会長）** 質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

**議長（糸会長）** 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第48号について農用地利用配分計画に対する意見はない旨を市長へ答申することにご異議ございませんか。

（無しという人あり）

**議長（糸会長）** 異議なしと認めます。よって、本案は、そのように決しました。。

## 日程第8 閉 議 ・ 閉 会

**議長（糸会長）** 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和元年第9回定例総会を閉会いたします。